

## (6) 栄養管理

★対象サービス…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、  
介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院

令和3年度より、施設系サービスにおいて栄養ケアマネジメントの取組を一層強化する観点から、**栄養マネジメント加算を廃止**し、令和6年3月31日までの経過措置期間を設けた上で、栄養ケア・マネジメントを**基本サービス**として、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこととなりました。

<改定前>		<改定後>
栄養マネジメント加算	14 単位/日	⇒ <b>廃止</b>
		栄養ケア・マネジメントの未実施 14 単位/日減算 ( <b>新設</b> ) 令和6年3月31日までの経過措置
なし		⇒ 栄養マネジメント強化加算 11 単位/日 (新設)
低栄養リスク改善加算	300 単位/月	⇒ <b>廃止</b>
経口維持加算	400 単位/月	⇒ 変更なし

### <栄養管理の手順>

- ① 栄養状態を入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。
- ② 栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状況を定期的に記録すること。
- ③ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと。

※実務等については「**リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）参照。

※3年間の経過措置期間あり。（令和6年3月31日までは努力義務）

イ 栄養マネジメント強化加算

- (1) 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること。
- (2) 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。
- (3) 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合には早期に対応すること。
- (4) 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用していること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ロ 経口維持加算

原則6月とする算定期間の要件が廃止となりました。